

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 「下請け適正取引等の推進のためのガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、依頼元・委託先との対等な関係の構築と公正かつ透明な取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成の支援に努めます。
- b. 平時の段階から、原料、原材料の確保、輸送を含めたサプライチェーン網に関して、依頼元・委託先との関係を構築を重視し、緊急時にも協同できる体制を整える様、相互に緊密な連絡体制を持てるように取り計らいます。また各原料、原材料製造所と人材交流も含め、平時から共同体制を作り上げることにより、緊急時の要員の相互補完も可能な人材育成の支援も考量します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定を含め、契約にあたっては、依頼元企業として契約内容の明確化、紛争発生の防止及び片務性改善の観点から、下請代金支払遅延防止法をはじめとする関連法規にしたがい、発注前に書面（電子契約、発注書含む）による契約の締結を徹底します。その際には、依頼元、受託先間で対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づき契約の締結に努めます。

② 下請け代金の支払い条件

下請代金は原則、現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよういたします。また手形支払いに関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払い条件等を見直します。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。緊急時には、協同体制がとり図れるよう、平時から緊密な連絡体制を取れるように努めます。

3. その他（任意記載）

当社では、医薬品・ワクチンの供給という、経済安全保障上の社会的責任を果たすために、サプライチェーン全体での取り組みが不可欠と考えます。働く人々の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するとともに、調達先と公正な取引を行い、ともに成長するパートナーとしての関係構築と強化に努めてまいります。

2022年5月18日

株式会社 ARCALIS

代表取締役 藤澤朋行
